

5 政策評価の結果等の公表

(1) 公表の意義

政策評価の実施により、国民に対する説明責任を徹底し、行政の透明性を確保するためには、各府省及び総務省による評価結果等の積極的な公表が不可欠である。すなわち、政策評価を通じ、政策に関して行政が保有する膨大な情報・データが整理され、これが分かりやすい形にまとめられ、公表されることにより、行政の透明性が高まり、政策に対する国民の理解が深まることとなる。

また、公表した評価の内容に関して、各界各層から様々な意見が寄せられることにより、評価の質の向上が促されるとともに、政策評価制度自体の信頼性が向上することが期待される。さらに、公表された評価結果等を基に、政策に関する国民的な議論が喚起されることも期待される。

(2) 公表の在り方

ア 公表の考え方

政策評価制度やその運営に係る基本的な事項は、原則として公表する必要がある。また、各府省がどのように政策評価を実施するかを定めた実施要領、具体的な評価の実施に関する計画や運営方針なども策定後速やかに公表することが求められる。

次に、政策評価全般に関する国民の一層の理解を得るためには、上記のような制度やその運営に関する情報の公表のほか、政策評価制度をテーマとした広報活動を積極的に展開する必要がある。

さらに、評価の際に用いた情報・データや仮定を含む評価過程等に関する情報もできるだけ具体的に公表し、評価結果に至るまでの過程を外部からも検証できるようにすることが重要である。

イ 公表の具体的内容

(公表事項)

評価に関する情報について公表すべき事項としては、評価の結論のほか、次のようなものが重要である。

- ① 評価実施主体
- ② 評価の対象とした政策の目的・目標、具体的な内容、当該政策の実現手段(関連する予算など)
- ③ 評価の際に使用した評価手法・指標、データ、仮定等の前提条件、及びそれらを使用した理由
- ④ 評価の過程で聴取した学識経験者及び民間等の第三者の意見、評価内容に関する各方面からの意見等
- ⑤ 評価結果の政策の企画立案等への反映状況(具体的措置が講じられた場合にはその内容と時期等、具体的な措置が講じられていない場合にはその理由と今後の予定等)

(秘匿を要する情報の取扱い)

政策評価については、公表することにより国及び公共の安全を害する情報や個人のプライバシー、企業の営業秘密に関する情報などを含む場合もあり得る。このような情報の取扱いについては、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成11年法律第42号)の考え方にに基づき適切に対応する必要がある。

ただし、このような情報を含む評価であっても、そのような情報を含むという理由で当該評価全体を公表の対象から外すことは適当でない。このような場合でも、公表の仕方を工夫したり、公表の範囲を限定するなど必要な措置を行った上で公表するよう努めることが求められる。

また、総務省には、このように公表の際に特段の工夫等を要する評価も含め、各府省の評価の公表状況を把握し、適切な公表を促進する役割が期待される。

ウ 公表の方法

(公表の形式)

政策評価に関する情報の公表に当たっては、国民に対する分かりやすさを確保し、国民の理解を得ることが重要である。このため、評価結果等の概要を作成し、簡潔で、かつ、分かりやすい形で公表することが求められる。一方で、外部の有識者等が専門的な視点から評価内容等のチェックをすることを可能とすることも重要であり、評価の際に用いた情報・データ等も盛り込んだ詳細な内容の公表も求められる。

また、分かりやすく公表するという観点からは、評価対象の性質の多様性等も勘案しつつ、評価方式ごとの公表様式の標準化を図っていくことも期待される。その際、各府省の評価結果等について国民が比較参照することが可能となるように、最低限公表することが必要な項目を明らかにすることが求められる。

(インターネット等の活用)

情報化が進展し、膨大かつ多様な情報が流通し利用される中で、国民が特定の政策について関心を持ったときに、その政策に関連した評価情報に速やかにアクセスできる状態になっていることが求められる。このため、インターネット等の活用による公表を推進し、国民が情報を迅速かつ容易に入手できるようにすることが必要である。また、その際、評価結果等の所在情報を容易に得られるようにすることも重要である。

エ 公表後の対応

(情報・データの追加的提供)

評価情報を公表した後、外部の専門家等が評価内容等の検証を行うため、公表されたもののほかに関連した情報・データの提供を求めることも考えられる。その場合、各府省は、可能な範囲で、関連する情報・データを追加的に提供するよう努めることが重要である。そのためには、関連情報を適切に保存することも重要である。

(意見・要望の受付)

評価結果等に対する国民からの意見・要望を受けることも、政策評価の実効性や客観性を高める上で必要なことである。このため、公表された評価結果等に対して、国民から出される意見・要望を受け付ける仕組みを各府省及び総務省において整備することも重要である。

特に、総務省に設置される政策評価・独立行政法人評価委員会は、政策評価に関する国民からの意見・要望に対し開かれたものであることが重要である。その上で、総務省が実施する評価が国民の声を適切に反映したものとすることが必要である。